

事務連絡

令和2年2月25日

公益社団法人

東京都専修学校各種学校協会 御中

東京都生活文化局私学部私学振興課

(企画振興担当)

**【事前の情報提供】令和2年度の私立大学等研究設備整備費等補助金
及び私立学校施設整備費補助金について**

このことについて、文部科学省から令和2年度の補助金に関する注意点・変更点として、事前情報の提供がありました。

つきましては、下記事項について、各専修学校へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 補助対象について

専修学校施設(構造体)の耐震化(以下「耐震対策」という。)を早急に進める観点から、令和元年度当初予算の成立に伴う私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金の募集については、耐震対策が完了している、又は計画等において耐震対策の完了の目途が立っている学校を対象とする(非構造部材の耐震対策、アスベスト対策及びブロック塀等の安全対策事業については生徒の安全確保の観点から、申請時点において耐震対策が完了している、又は計画等において耐震対策の完了の目途が立っていなくとも、必要に応じて補助対象とする。)こととしていたところでは、

令和2年度当初予算の成立に伴う私立大学等研究設備整備費等補助金及び私立学校施設整備費補助金の募集についても、令和元年度募集と同様に、耐震対策が完了している、又は計画等において耐震対策の完了の目途が立っている学校を対象とする予定です。

2. 下限額について

私立大学等研究設備整備費等補助金に係る下限額については、令和元年度が専門課程・高等課程共に「250万円」であったところ、令和2年度については、両課程共に「500万円」となる見込みとなっております。

また、私立学校施設整備費補助に係る下限額については、以下の事業において下限額が変更となる見込みです。

・バリアフリー推進事業

R元年度:150万円 ⇒ R2年度: 300万円 (専門課程・高等課程共に)

・学校施設耐震化事業(耐震改修)

R元年度:400万円 ⇒ R2年度:1,000万円 (専門課程のみ。高等課程は400万円)

・防災機能強化事業(非構造部材等)

R元年度:制限なし ⇒ R2年度: 300万円 (専門課程のみ。高等課程は制限なし)